

令和4年第1回大衡村議会定例会会議録 第4号

---

令和4年3月11日（金曜日） 午前10時20分開会

---

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員 3番 石川 敏

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	渡邊 保夫
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩淵 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子	書記 片浦 則之	書記 残間 頼
-------------	----------	---------

---

議事日程（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時20分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第24号 令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第25号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めること

について

- 第 4 議案第 26 号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 5 議案第 27 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 6 議案第 28 号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第 29 号 令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 8 議案第 30 号 令和 4 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第 9 発議第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議(案)について
- 第 10 委員会の閉会中の継続調査の件について
- 第 11 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

---

午後 10 時 20 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 4 年第 1 回大衡村議会定例会第 11 日目の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番 佐々木金彌君、11 番 佐藤 貢君を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 24 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 3 議案第 25 号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 4 議案第 26 号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

いて

日程第5 議案第27号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案第28号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案第29号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第8 議案第30号 令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） お諮りをいたします。日程第2、議案第24号令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第25号令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第26号令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第27号令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第28号令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第7、議案第29号令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第8、議案第30号令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第24号から日程第8、議案第30号までの7件は一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長遠藤昌一君、報告願います。

予算審査特別委員長（遠藤昌一君） 予算審査特別委員会の審査結果を報告します。

議案第24号令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第30号令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまで7件の議案審査については、3月3日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月7日、8日、9日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日採決を行いました。各委員並びに執行部のご協力によりまして、予定どおり期限の本日まで各種会計予算審査が終了したところであります。

審査の結果は、令和4年度大衡村一般会計予算をはじめ7件の予算については、報告書のとおり全て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第24号令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについて、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

議長（細川運一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結し、これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立全員と認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第25号令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

なお、本案から、議案第30号令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまでを簡易採決により行います。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第26号令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

従って、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第28号令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、「可決すべきもの」であります。

本案を、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。従って、本案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

---

日程第9 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議(案)について  
議長(細川運一君) 日程第9、発議第1号ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する  
決議案についてを議題といたします。議案の朗読をさせます。事務局

事務局(残間頼君) 発議第1号、令和4年3月11日、大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木春樹、賛成者 同上 佐々木金彌、賛成者 同上  
石川敏

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議案について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出  
します。

発議第1号別紙 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議案

去る2月24日、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始した。

ロシアによる侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行  
使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシア  
の行動は欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な  
事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、大衡村議会は最も強い  
言葉で、これを非難する。ロシアに対し、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍を  
ウクライナより撤収するよう強く求める。以上、決議する。宮城県黒川郡大衡村議会

議長(細川運一君) 本案は提案者の説明を省略したいと思えます。これにご意義ありませ  
んか。

[異議なし多数]

議長(細川運一君) 異議なしと認めます。

本案に対する質疑を行います。質疑は提出者に行います。 質疑ありませんか。

[なしの声]

議長(細川運一君) 質疑がないようです。これにて質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決  
いたします。お諮りします。発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する  
決議案についてを、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。従って本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

日程第11 議員派遣の件

議長（細川運一君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、別紙議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前10時35分 閉 会